

平成 21 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 21 年 9 月 7 日（月）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 21 年 9 月 7 日（月） 14:00～14:45
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更

【議案の説明】

流域下水道は都市化の進行に伴う市街地の連担、水質保全への必要性の増大等を踏まえ、下水道を従来の市町単位で実施するのではなく行政単位を超えた広域的な観点から、河川の流域単位で計画立案されたものであり、2 以上の市町の各公共下水道からの下水を排除する根幹的管渠及び中継ポンプ場と、これを処理する処理場からなっている。

加古川上流流域下水道は、神戸市、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市の 6 市にまたがる処理区域を持つ流域下水道として昭和 51 年に都市計画決定し、事業を推進しているところである。

今回、近年における人口動向や社会情勢の変化を踏まえ、加古川上流浄化センターの計画処理人口、計画処理水量及び施設計画を見直した結果、一部区域を変更する。

[概 要]

| | |
|------|--------------------------------------|
| 名 称 | 加古川上流流域下水道 |
| 内 訳 | その他の施設（名称：加古川上流浄化センター） |
| 施設位置 | 小野市黍田町字沖中曽根他 |
| 敷地面積 | 約 169,000 m ² （面積及び区域の変更） |

【主な意見等】

委員から、計画の見直しについて、十分な検討がなされていないのではないか、また、早期に見直しができたのではないかと意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第 2 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（尼崎市）

第 3 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（尼崎市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である尼崎市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、阪神尼崎センタープール前駅から南へ約 2.5 km に位置する工業専用地域であり、周辺は工場・倉庫等が立地している。

本案件は、廃棄物からの有価物の回収や減容化のさらなる促進のため、既存のごみ処理場について施設の増設等を行うものである。

[概 要]

| | |
|------|--|
| 位 置 | 尼崎市末広町 |
| 面 積 | 第 1 工場 約3,000m ² 、第 2 工場 約2,900m ² |
| 処理能力 | 第 1 工場 がれき263t/日、木くず108t/日 第 2 工場 廃プラスチック類77t/日 |

【採決の結果】

原案どおり可決

第 4 号議案：神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書について（神戸市）

【議案の説明】

当事業は、山手幹線、弓場線をはじめ、計 9 路線の都市計画道路と、区画道路、公園等の公共施設や宅地を整備・改善することにより、便利で安全・快適な市街地の形成を目的とするものである。

今回の事業計画の変更は、地区内の道路、公園等公共施設や宅地の出来形の精査に基づく面積の変更をはじめ、一部公園の名称変更などを行うものである。

事業計画を変更するにあたり、神戸市長が平成 21 年 2 月 17 日から 3 月 2 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供したところ、1 件の意見書の提出があったため、都市計画審議会に付議するものである。

- 1 事業名称：神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業
- 2 施 行 者：神戸市
- 3 面 積：81.2 h a
- 4 減 歩 率：18.2%
- 5 施行期間：昭和 40 年度～平成 26 年度
- 6 総事業費：約 370 億円
- 7 事業計画の変更概要
 - (1) 設計の変更
施行前後の面積

